資料２

事務局資料

2021年３月29日
経済産業省貿易経済協力局

本研究会で御議論いただきたい論点の全体像（第１回資料より再掲）

- 経済のデジタル化の加速、新興国でのスタートアップ勃興や消費市場拡大の中で、日本企業は、欧米・アジア企業との激化する競争に直面。海外事業形態も現地企業との協業・M&A等を通じて現地に貢献する方向に変容、事業の海外移転も増加。

- このような状況において、日本企業の海外及び国内の事業活動に対する税制について、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保する必要があるのではないか。

- また、国内サプライチェーン強靱化やデータ経済への対応も急務な中、米国など諸外国で経済のデジタル化等に対応する税制改革が行われたことも踏まえ、我が国企業の競争力強化、経済活性化に資する公正な国際課税について、今後の短期的及び中期的なあり方を検討する必要があるのではないか。

- 具体的には、ＯＥＣＤを中心とした議論や米国税制改革（2017 年）など海外主要国における税制改正の経緯や動向を踏まえた上で、例えば、以下の事項を議論してはどうか。

本日御議論いただきたい事項

  - 日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方
    全世界ミニマム課税（第２の柱）が導入された場合の現行CFC税制との関係、事業の立地先に関して税制の中立化を実現した米国税制改革の評価などを踏まえた我が国税制のあり方

  - 国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について
    デジタル企業等に関する市場国への税源配分（第１の柱）に関する国際的議論や諸外国における導入事例を踏まえたデジタルサービス税（DST）の評価を含む

  - その他米国の議論等を踏まえ、短期的・中期的な国際関連税制のあり方　など

（参考）第１回研究会における御指摘事項（本日の論点に関するもの）

（日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方）

- 新しいミニマムタックスの閾値が出てくると法人税の引下げ競争はある程度解消し、逆に高い税率で競争していたところも新しい閾値に向かっていく競争がでてくる可能性がある。他方で**各国ＣＦＣ税制があるのでどのように折り合いをつけるか。新しい閾値にどのように各国が反応するかを見ながら検討するべきではないか**。
- 一般的に日本企業はアグレッシブなタックスプランニングを行っていないので、**レベルプレイングフィールドの確保という意味では、最低税率の導入は中長期的には日本企業の利益にかなうのではないか**。
- 所得合算ルールについて、現地の投資誘致の免税がなくなることによる事業への影響を懸念。**日本企業の現地事業の足かせにならないようにし、外国企業との競争で不利にならないようにしていただきたい**。
- グリーンフィールド投資よりも、既存の事業会社を買収する形での進出が多く、投資効率、買収価格を、ＣＦＣ税制を含めて検討する必要がある。**ＰＭＩの中で日本のＣＦＣ税制や現地課税、パートナー国での課税を考慮して進めていくことに苦心**。
- **諸外国と比べてイコールフッティングでも第２の柱とＣＦＣ税制とでダブルスタンダードであれば事務負担が大変**。デジタル化の進展で海外Ｍ＆Ａによる成長戦略の妨げにならないかという観点でも検討したい。
- **第２の柱とＣＦＣ税制は制度の目的明確化が必要**。第２の柱の目的は最低税率による租税負担の確保だが、例えばタイのＢＯＩで恩典を受けている企業は現地経済にもまっとうに貢献しているので、こういった企業について国際的競争力の低下を招かないか注意。ＣＦＣ税制の中で解決できる問題も多くあるのではないか。
- 米国税制改革でＧＩＬＴＩを導入した時には、ＦＤＩＩとセットで入っている。**日本が第２の柱を入れる際にも同様の制度を導入するのが正しい方向ではないか**。
- 最低税率の仕組みは、国内にＩＰやレベニューフローを持ってきた場合のサポート税制とセットであるべきではないか。
- 執行役員レベルから外国人が多くなっている企業も多数でてきている。マーケットが外だから工場も外という動きだったが、これからは重要な機能がより外にでていく可能性がある。**日本としてはどうやってそのような重要な機能を国内に維持するのか、改めて検討が必要ではないか**。
- 会計の数字を使うことは実務上便利だが、**ＩＦＲＳから税務コンプライアンスをやることについてどのような問題が起こるのかは考えていきたい**。

本研究会で目指したい方向性（研究会設置趣旨より）

- 経済のデジタル化の加速、新興国でのスタートアップ勃興や消費市場拡大の中で、日本企業は、欧米・アジア企業との激化する競争に直面。海外事業形態も現地企業との協業・M&A等を通じて現地に貢献する方向に変容、事業の海外移転も増加。**このような状況において、日本企業の海外及び国内事業活動に対する税制についても、外国企業との公正な競争条件を確保する必要**。

- 一方、国内サプライチェーン強靱化やデータ経済への対応も急務。事業の立地先に関して税制の中立化を実現した米国税制改革など、諸外国で経済のデジタル化等に対応する税制改革が行われたことも踏まえ、**我が国企業の競争力強化、経済活性化に資する公正な国際課税について、今後の短期的及び中期的なあり方を検討するため、研究会を設置**。

本日（第２回）は、**日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方**を検討する観点から、OECDを中心とした国際的議論や米国税制改革等の動向を踏まえて、次頁の各論点について御議論いただきたい。

本日御議論いただきたい論点案

- **<u>第２の柱（※）について、国際合意後に国内法化を検討する場合に、どのような点に留意が必要か</u>。**
  ※国際議論中であるため、現時点までの国際議論内容に基づく議論であることに留意。
  - 第２の柱の導入に関して、海外企業とのレベルプレイングフィールドを確保する観点から、どのようなことに留意が必要か。例えば、導入時期について、主要国と足並みを揃えて検討することが必要ではないか。
  - 第２の柱の導入により、企業行動はどのように変化すると考えられるか。例えば、アジア等に既に進出している製造拠点や、欧米等における研究開発拠点や無形資産関連の配置などに変化が見込まれるか。
  - そのほか、どのような点に留意が必要か。例えば、財務会計に基づく実効税率計算、外国子会社の管理のあり方や必要な税務体制整備、二重課税排除など。
- **<u>第２の柱と既存のＣＦＣ税制との関係について、どのように考えることができるか</u>。**
  - 既存のCFC税制について、これまでの改正も踏まえて、日本企業の海外事業活動にどのような効果や影響があると考えられるか。また、経済のデジタル化や海外事業形態の多様化を踏まえて、ビジネス実態にあわせて見直しを検討していくべき課題としてどのようなことが考えられるか。
  - 第２の柱とCFC税制に関して、今後の日本企業の海外事業活動を円滑化する観点から、どのように役割分担することが望ましいと考えられるか。

    （第２の柱とＣＦＣ税制との関係に関する関係者の指摘例）
    - CFC税制は租税回避への対応を目的とし、第２の柱は税率引き下げ競争への対応を目的とし、別の目的であるとの指摘もあるが、例えば、経済活動基準を満たさない事業（例. 著作権等の提供事業）など、双方の政策目的に対応するような経済活動も考えられるのではないか。この場合、第２の柱とCFC税制の役割分担はどのように考えるべきか。
    - 第２の柱により最低税率課税が確保される場合に、CFC税制により高い税率で課税されるべき論理的根拠は何か。
    - 米国ではサブパートF税制とGILTIが併存しているとの指摘もあるが、サブパートF税制の適用実態も踏まえて、どのように評価できるか。
- **<u>米国税制改革について、どのように評価できるか</u>。**
  - 米国税制改革について、GILTIとFDIIがセットで導入されてきた背景や効果をどう評価できるか。
  - 日本企業と米国企業の企業行動やビジネスモデル等の違いも踏まえて、今後の日本企業の競争力強化、経済活性化に向けてどのような税制が望ましいと考えられるか。

参考資料１
（第２の柱関係）

※国際的議論に関する参考資料は、2020年10月にOECDが公表したBlueprintまでの内容に基づくものであり、現在も国際議論中であることに要留意。

（参考①）第２の柱の政策目的に関する記載

- 国際的議論における第２の柱の政策目的として、以下のような観点が記載されている。
  - **残されたBEPS課題への対応**（**無税又は軽課税の事業体への利益移転のリスク**。利益移転は、デジタル経済等で普及している**無形資産関連の利益に関連して特に深刻**。）
  - **有害な底辺への競争への対抗**（各国が課税ベースを誘致又は保護しようとしてばらばらの対応をすれば、全ての国や納税者に不利益をもたらす。**多国間の協調した行動が必要**。）
  - 途上国が非効率なインセンティブを提供せざるを得なくなるプレッシャーから守り、より良く国内資金を動員することを助ける

（参考）2020年10月　Blueprintにおける記載（パラ３）

3. Since then, the 137 members of the Inclusive Framework have worked on a global solution based on a two pillar approach (OECD, 2015[1]). Under the second pillar, the Inclusive Framework agreed to explore **an approach that is focused on the remaining BEPS challenges and proposes a systematic solution designed to ensure that all internationally operating businesses pay a minimum level of tax**. In so doing, **it helps to address the remaining BEPS challenges linked to the digitalising economy, where the relative importance of intangible assets as profit drivers makes highly digitalised business often ideally placed to avail themselves of profit shifting planning structures**. Pillar Two leaves jurisdictions free to determine their own tax system, including whether they have a corporate income tax and where they set their tax rates, but also considers the right of other jurisdictions to apply the rules contained in this report where income is taxed at an effective rate below a minimum rate.

（参考）2019年５月 Program of Workにおける記載（パラ53～55）

53. **While the measures set out in the BEPS package have further aligned taxation with value creation and closed gaps in the international tax architecture that allowed for double non-taxation, certain members of the Inclusive Framework consider that these measures do not yet provide a comprehensive solution to the risk that continues to arise from structures that shift profit to entities subject to no or very low taxation**. These members are of the view that profit shifting is particularly acute in connection with profits relating to intangibles, prevalent in the digital economy, but also in a broader context; for instance group entities that are financed with equity capital and generate profits, from intra-group financing or similar activities, that are subject to no or low taxes in the jurisdictions where those entities are established.

54. The global anti-base erosion proposal is made against this background. **It is based on the premise that in the absence of multilateral action, there is a risk of uncoordinated, unilateral action, both to attract more tax base and to protect existing tax base, with adverse consequences for all countries, large and small, developed and developing as well as taxpayers. It posits that global action is needed to stop a harmful race to the bottom, which otherwise risks shifting taxes to fund public goods onto less mobile bases including labour and consumption, effectively undermining the tax sovereignty of nations and their elected legislators**. It maintains that developing countries, in particular those with smaller markets, may also lose in such a race. Over recent decades, tax incentives have become more widespread in developing countries as they seek to compete to attract and retain foreign direct investment. Some studies have found that, in developing countries, tax incentives may be redundant in attracting investment. Revenue forgone from tax incentives can also reduce opportunities for much-needed public spending on infrastructure, public services or social support, and may hamper developing country efforts to mobilise domestic resources. There is evidence that tax incentives are frequently provided in developing countries in circumstances where governments are confronted with pressures from businesses to grant them. **Depending on its ultimate design, the GloBE proposal could effectively shield developing countries from the pressure to offer inefficient incentives and in doing so help them in better mobilising domestic resources by ensuring that they will be able to effectively tax returns on investment made in their countries**. The proposal therefore seeks to advance a multilateral framework to achieve a balanced outcome which limits the distortive impact of direct taxes on investment and business location decisions. The proposal is also intended as a backstop to Pillar One for situations where the relevant profit is booked in a tax rate environment below the minimum rate.

55. Recognising, as stated in the Action 1 Report, that it would be difficult, if not impossible, to ring-fence the digital economy from the rest of the economy for tax purposes, the scope of the anti-base erosion proposal is not limited to highly digitalised businesses. By focusing on the remaining BEPS challenges, it proposes a systematic solution designed to ensure that all internationally operating businesses pay a minimum level of tax. In so doing, it helps to address the remaining BEPS challenges linked to the digitalizing economy, where the relative importance of intangible assets as profit drivers makes highly digitalised business often ideally placed to avail themselves of profit shifting planning structures.

（参考②）第２の柱の主要なルール（IIRとUTPRルール）

- 全ての多国籍企業グループが最低限の法人税負担（※）をすることを確保するため、以下のルール等を導入。これらのルールを合わせてGloBE（Global Anti-Base Erosion）ルールという。
  ※なお、全ての所得ではなく、外国子会社の「超過利益」に対して最低限の税負担を課すことが検討されている。

（１）所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）
軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社等の国で課税
（２）軽課税支払ルール（UTPR：Undertaxed Payment Rule）
軽課税国への支払を行っている子会社等に対し、支払会社の国で課税
※IIRを優先適用することとし、UTPRはIIRを補完する仕組み（バックストップ）として検討されている。

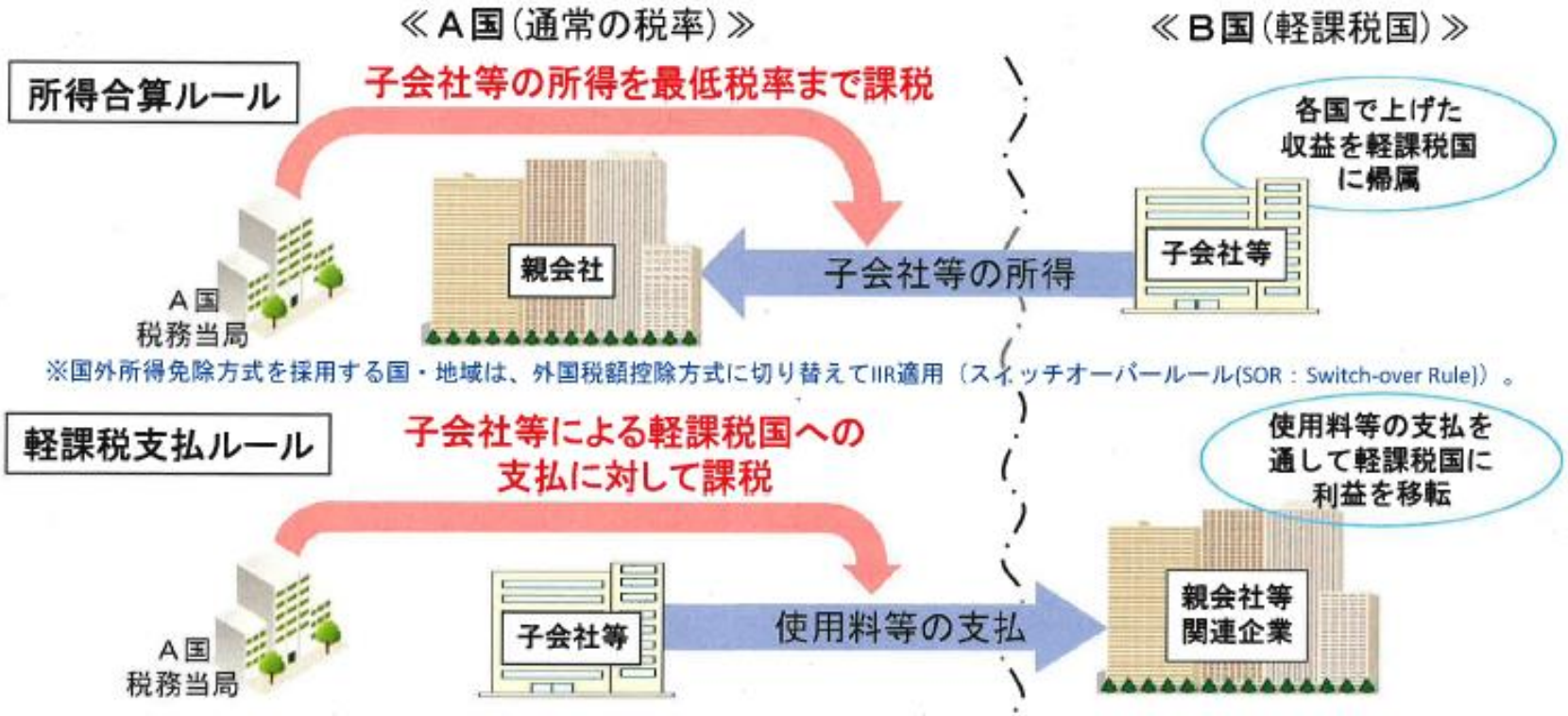

（出典）政府税制調査会資料を基に経産省作成

（参考③）Globeルール適用におけるフロー図

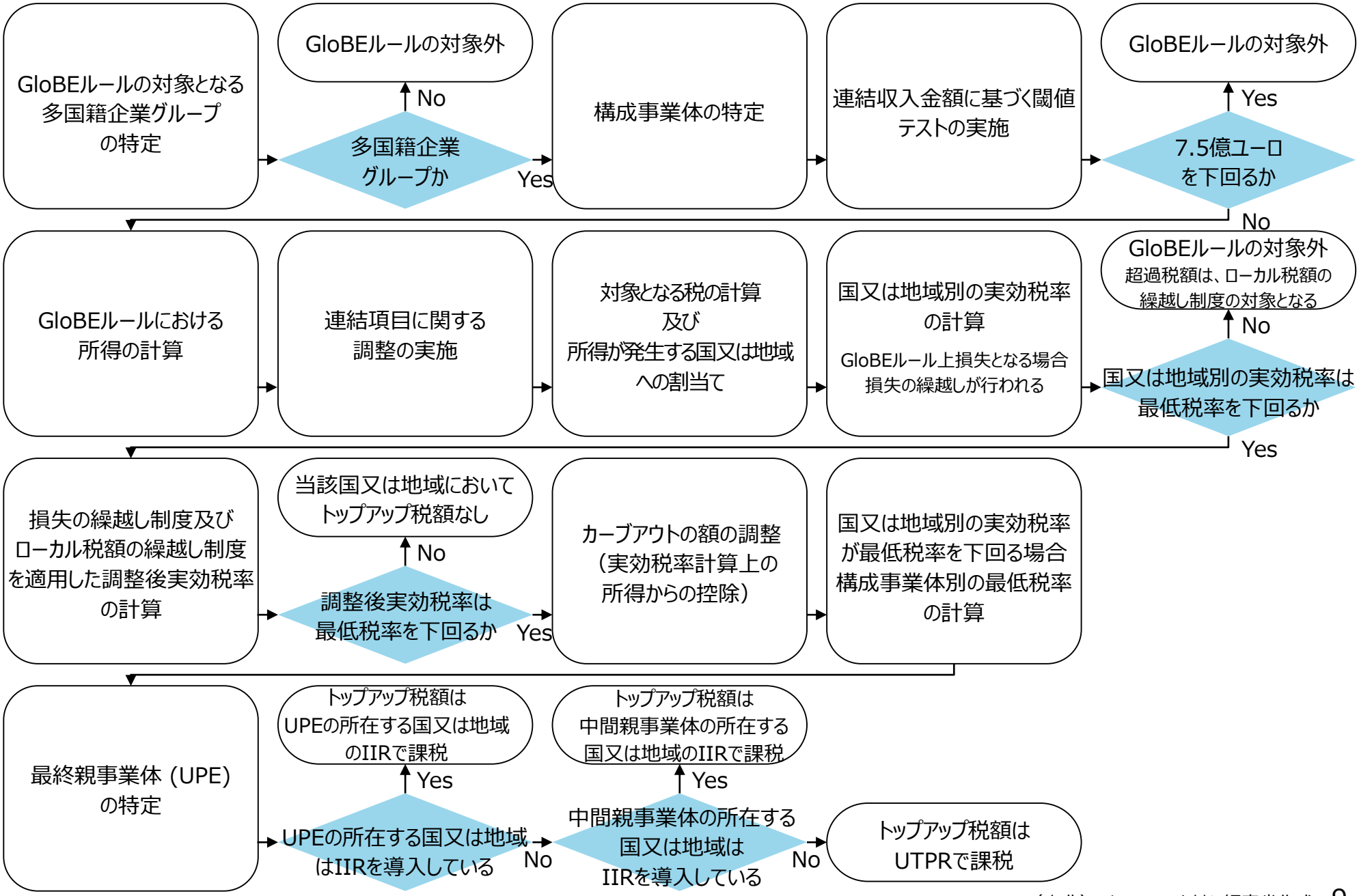

（出典）Blueprintを基に経産省作成

（参考④）実効税率（ETR）の計算方法

- 実効税率（ETR：Effective Tax Rate）は、国・地域別ブレンディングを基に計算。
- 親会社が使用する連結財務諸表を基に、対象税額を課税ベースで除して計算。

$$\text{実効税率（ETR）} = \frac{\text{ある国・地域の対象税額（Covered Tax）合計}}{\text{ある国・地域の課税ベース（Tax Base）合計}}$$

対象税額 （Covered Tax）	（含まれるもの） • 事業体の所得又は利益に対する税（国税、地方税含む）及びこれらに代替して課される税 （含まれないもの） • 消費に対する税(売上税、VAT）、物品税、DST、印紙税等、給与税・社会保険料、資産税 ※なお、一般的な判断基準として、①GIloBEルールに沿い二重課税がないこと、②明確で一貫した結果をもたらすこと、③対象となる税か否かの判断に法的分析が不要であること、④各国又は地域の税を課すタイミングの差に対処するものであること、があげられている。
課税ベース （Tax Base）	• 個別の事業体の財務会計上の税引後利益に以下のような一定の調整を行い算定する。 （加減算項目） 持分法投資損益、株式譲渡損益、株式持分評価損益、第１の柱の結果、組織再編による損益 （加算項目） 対象税額（会計上費用となる場合）、賄賂、罰金・ペナルティ （減算項目） グループ内配当、一定以上の持分を有する株式からの配当、

（出典）Blueprint パラ132～153の記載を基に経産省作成

（参考⑤）実効税率（ETR）計算に係る簡素化オプション

- 第２の柱の実効税率計算について、Blueprintでは下記４つの簡素化オプションを提示。

【CbCRの実効税率（ETR）を用いたセーフハーバー】

- CbCRの記載事項である税引前利益（損失）及び発生税額につき一定の調整を行った上で計算したETRが一定の閾値を超えている場合、その国・地域については実際のETR計算を不要とする。

【デミニマス利益の除外】

- 多国籍企業グループの税引前利益の一定割合（例えば2.5%）を下回るような国・地域については、ETR計算を不要とする。

【複数年計算】

- 基準年においてすべての国・地域についてETR計算をした上で、一定の閾値を超える国・地域については、例えば３～５年間、ETR計算を免除する。

【税務執行ガイダンス】

- 税務当局が、低リスクとみなされる国・地域に関するガイダンスを公表し、多国籍企業は税務当局が求めない限り、その国・地域についてはETR計算を不要とする。（すなわち、ホワイトリスト）

（出典）Blueprintの記載を基に経産省作成

（参考⑥）カーブアウト（適用除外）の趣旨及び概要について

- Blueprintにおいて、Globeルールから、**所在地国における能動的な事業活動から生じる固定リターンを除外する観点から、定式的なカーブアウトを検討**。固定リターンを除外することで、Globeルールを**BEPSリスクの高い無形資産所得のような「超過利益」に焦点を当てる**との記載。
- また、**給与及び有形資産の費用に基づくカーブアウトを設けることで、Globeで対象とすべきではない低収益ビジネスを除外することに繋がる**とされている。

（参考）カーブアウトの議論内容

- 課税ベースから除外される一定の所得は、給与等と有形資産の減価償却費等のそれぞれに一定割合を乗じて定式的に計算

給与 （Payroll component）	• **適格従業員（※１）の適格給与コスト（※２）の〔X%〕** （※１）適格従業員は、パートタイムを含む多国籍企業グループの全従業員。多国籍企業グループの通常の事業活動に参加する独立の請負業者も含む。 （※２）適格給与コストは、適格従業員に対して直接かつ個別の個人的便益をもたらすか否かで判断し、給与、賃金の他、医療保険、年金基金等の支払、ボーナス、株式ベース報酬等が含まれる。
有形資産 （Tangible asset component）	• **有形資産の減価償却費（※３）の〔X%〕、土地のみなし償却費（※４）の〔X%〕、天然資源の減耗償却費の〔X%〕、賃借人の有権資産使用権の償却費の〔X%〕の合計額** （※３）減価償却費は、課税ベース計算で使用される財務諸表上の計算ルールに基づき計算。 （※４）土地のみなし減価償却費は、みなし耐用年数をX年とし、定額法で計算。 （※５）公正価値評価や関連者間での資産売却に伴う減価償却費の増加額、自家建設資産の帳簿価額に含まれる人件費、減価償却費は計算から除外

（出典）Blueprintの記載を基に経産省作成

（参考⑦）トップアップ税額の計算

● 以下の手順１、２によりトップアップ税率を計算。その後、手順３でトップアップ税額を計算する。

手順１ 調整ＥＴＲの計算	• 国・地域ごとの調整ＥＴＲを計算する。 • 調整ＥＴＲは、調整後対象税額(※1)を調整後対象所得(※2)で除して計算する。 （※1）調整後対象税額 ＝ 対象税額 － 課税ベースから除外される所得に帰せられる税額 ＋ ローカル税繰越額（最低税額に満までの金額） （※2）調整後課税ベース ＝ 課税ベース － （国・地域別に管理された）繰越損失 ※調整後課税ベースにおいては、個社の損益も通算する。 ※上記対象税額及び課税ベースは国・地域に存在する構成事業体の金額の合計。
手順２ トップアップ税率の計算	• 最低税率 － 調整ＥＴＲ を計算した結果のうち、正の値がトップアップ税率となる。
手順３ トップアップ税額の計算	• 当該国・地域に存在する構成事業体のうち、所得がある構成事業体のみ、トップアップ対象課税ベースにトップアップ税率を乗じて各構成事業体のトップアップ税額を計算する。 • トップアップ対象課税ベースは、各構成事業体の課税ベースから、以下の要素を当該国・地域に存在する所得がある構成事業体の所得の比で按分した金額を控除して計算する。 （１）同一の国・地域に存在する欠損である構成事業体の当該欠損金額 （２）国・地域で管理された繰越損失額 （３）国・地域のカーブアウトの金額

（出典）Blueprint パラ371～375の記載を基に経産省作成

（参考⑧）UTPRの概要

- UTPRは、最終親会社等所在地国でIIRが導入されていない場合で、当該最終親会社の各構成事業体所在地国がUTPRを導入している場合に、当該構成事業体所在地国において、IIRのバックストップとして適用される。具体的な適用手順は以下の通り。

手順０ トップアップ税額の計算	• トップアップ税額の計算は、IIRと同様である。 • また、当該構成事業体がUTPR納税者にあたることを確認する。 UTPR納税者とは、UTPRが導入されている国に所在する構成事業体をいう。
手順１ トップアップ税額の配分 （第１配賦キー）	• 全てのUTPR納税者から軽課税国に所在する構成事業体に対して行われた、控除可能な支払額の総額の比でトップアップ税額を配賦する。
手順２ トップアップ税額の配分 （第２配賦キー）	• 手順１で配賦しきれなかったトップアップ税額がある場合、手順２において、全てのUTPR納税者に発生したグループ内純支払（＝ グループ内構成事業体に支払った金額 － グループ内構成事業体から受領した金額）の総額の割合で配分される。
第１配賦キー、 第２配賦キー及び 最終親会社所在地国 から配賦されるトップアップ 税額の上限	• まず、手順１及び手順２で配賦されるトップアップ税額は、各手順における構成事業体の総支払額（手順１では、控除可能支払額の総額、手順２では、グループ内純支払額の総額）に当該UTPR納税者所在地国における国内法の税率を乗じた金額が上限となる。 • さらに、最終親会社所在地国における構成事業体の課税ベースが、当該構成事業体が受領する全てのグループ内支払に関する収入を超える場合、低課税国に所在する全ての構成事業体が受領するグループ内支払に関する収入にトップアップ税率を乗じた金額が、最終親会社所在地国から配賦されるトップアップ税額の上限となる。

（出典）Blueprint 第７章の記載を基に経産省作成

（参考⑨）OECDによる影響評価

- OECDは経済のデジタル化に対する解決策に係る影響評価（インパクトアセスメント）を公表。
- 一定の仮定の下、**世界全体の税収は、最大で世界の法人税収の約４%に相当する年1,000億ドル（10.9兆円）程度増加**すると推計。
- **第１の柱による税収増加は小幅**にとどまるが、**第２の柱についてはより大きな税収増**。
- 各国別の影響試算については公表されていない。

所得グループごとの税収への影響

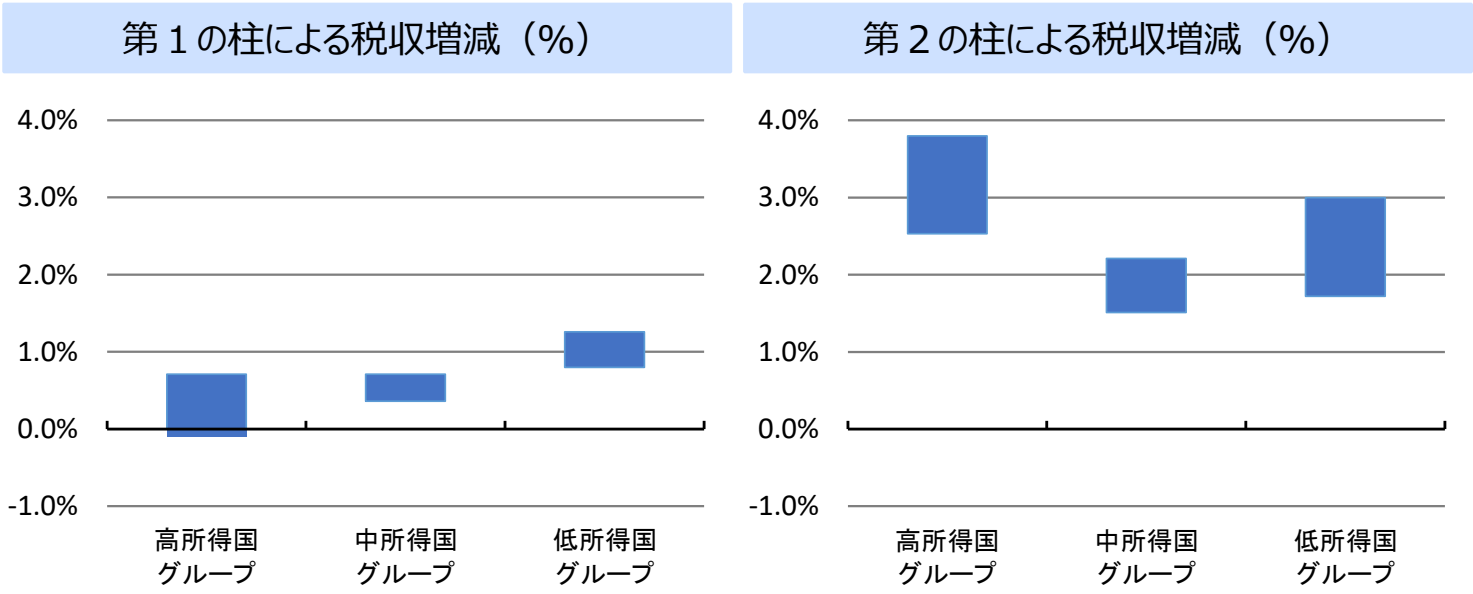

（試算における仮定）
- 第１の柱　全世界売上閾値：７億５０００万ユーロ（約９００億円）、みなし通常利益率：１０%、市場国への配分比率：２０%
- 第２の柱　最低税率：１２．５%、支払給与及び減価償却費用の１０%の適用除外
  ※米国は、GILTI（米国外軽課税無形資産所得）税制と第２の柱が共存するという仮定の下、第２の柱の高所得国グループから除外
- インベストメントハブ国（対内直接投資残高のGDPに占める割合が150%以上の国）は除外

（出典）Economic Impact Assessmentを基に経産省作成

参考資料２
（CFC税制関係）

※第２の柱に関する参考資料（参考⑤、⑥）は、2020年10月にOECDが公表した
Blueprintまでの内容に基づくものであり、現在も国際議論中であることに要留意。

（参考①）日本におけるCFC税制の導入経緯に関する記載

- 昭和53年度税制改正により、租税特別措置法の一部改正という形でCFC税制が導入された。
- 導入時の経緯に関する記載として、**いわゆるタックス・ヘイブンに子会社等を設立することによる租税回避行為に対して、税負担の公平性の観点から立法措置を講ずる**とされている。

第１章　対策税制の概要　１（１）経緯　より一部抜粋

我が国におけるタックス・ヘイブン対策税制導入の背景には、我が国経済の国際化が進み、タックス・ヘイブンを利用した租税回避の事例が見受けられるようになってきたという実態があるが、タックス・ヘイブン利用の規制の動きとしては数年前からの国会における課税の適正化の議論があり、国際的にも多くの先進諸国や国際機関が規制措置を勧告しているということに注意が払われた。（中略）

他方、行政当局においては、タックス・ヘイブンを利用する我が国税負担の不当な軽減に対して、従来から法人税法第11条の実質所得者課税の規定により、それを適用し得る範囲において規制してきたが、適用に当っての所得の実質的な帰属についての具体的な判定基準が明示されていないため、課税執行面での安定性に必ずしも問題なしとしない面があった。このため、租税法律主義を維持しつつ課税の執行の安定性を確保するという観点からも、租税回避対策のための明文規定の整備が強く要請されていた。（中略）

・・・昭和52年12月20日に税制調査会が内閣総理大臣に提出した「昭和53年度の税制改正に関する答申」（略）は、「近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる」と指摘し、税負担の公平という見地から「我が国においても……昭和53年度において所要の立法措置を講ずることが適当である」と述べている。（以下、略）

（出典）高橋元監修「タックスヘイブン対策税制の解説」81～91頁を基に経産省作成

（参考②）近年のCFC税制に関する改正（経産省要望関係等）

● 近年におけるＣＦＣ税制に関する改正（経産省要望関係等）は以下の通り。

平成２９年度改正	• 海外展開を行う日本企業への過度な負担を回避するため、旧トリガー税率と同水準（２０％）以上の外国子会社は適用免除とする税率基準を導入する等、合理的で簡素な制度に改正。 （参考）「平成29年度　税制改正の解説」より関係部分抜粋 • 平成29年度税制改正においては、BEPS プロジェクトの最終報告書（行動3「外国子会社合算税制の強化（Designing Effective Controlled Foreign Company Rules）」）に関して、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的な考え方に基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応するため、外国子会社合算税制の改正を行っています。 • 具体的には、租税回避リスクを、改正前の外国子会社の租税負担割合により把握する制度から、所得や事業の内容によって把握する制度に改めています。これにより、従来は制度の対象外であった租税負担割合20%以上の外国子会社について、一見して明らかに、利子・配当・使用料等のいわゆる「受動的所得」しか得ておらず、租税回避リスクが高いと考えられるペーパー・カンパニー等である場合には、原則として、その外国子会社の全所得を親会社の所得とみなして合算できるようになり、他方で、経済活動の実体のある事業から得られた、いわゆる「能動的所得」は、外国子会社の租税負担割合にかかわらず合算対象外となります。また、企業の事務負担を軽減する観点から、改正前の制度との継続性を踏まえつつ、租税負担割合20%以上の外国子会社は、租税回避リスクの高いペーパー・カンパニー等を除き、合算課税を免除して申告不要とする制度適用免除等の措置を講じています。
平成３０年度改正	• 海外Ｍ＆Ａ後の買収企業傘下のペーパーカンパニー等の整理は、企業の経営効率を高め競争力の向上につながり、租税回避防止にも資するものの、その整理に伴い発生する株式譲渡益は課税されることから、これを見直し一定の場合に非課税とするよう改正（海外Ｍ＆Ａに伴う海外子会社等再編円滑化措置）。
平成３１年度改正	• 米国等におけるビジネス実態を考慮し、資源・インフラ事業等の実体のある事業のために必要な一定の外国関係会社については、ペーパーカンパニーの範囲から除外し、課税対象から除くよう改正。
令和２年度改正	• 日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、部分合算の対象となる受取利子等の額の範囲から一定のユーザンス金利を除外するよう改正。

（出典）各年度における経済産業関係税制改正のポイント等を基に経産省作成

（参考③）BEPS行動３（2015年10月）の概要

● BEPS行動３（効果的なCFCルールの構築）の概要は以下の通り。

趣旨・目的	• 税務上の理由から軽課税国に子会社が設立されることがあるが、現状、CFCルールを有しない国があること、また、有する国も必ずしもBEPSに包括的に対処できる制度になっていない国もある。行動3の目的は、税源浸食と利益移転に対処するための効果的なCFCルールを構築するための提言を策定することである。
報告書の概要	• CFCルールの全ての構成要素を検討するとともに、効果的なCFCルール構築のために必要な6つのビルディング・ブロック（①CFCの定義、②CFC除外および閾値要件、③所得の定義、④所得の計算、⑤所得の帰属、⑥二重課税の防止および除去）を提示。 • これらのビルディング・ブロックは、CFCルールがない国では、提示されたルールをそのまま導入することが可能となり、既存のCFCルールがある国では提示に沿った形で自国のルールを改正するためのものとなる。 • 最終報告書は、CFCルールのミニマムスタンダードを示すものではなく、各国が異なる政策目的と国際的な法的義務に沿った形でBEPSに対処するためのCFCルールの設計についての柔軟性を提供。

（参考）ビルディング・ブロックのうち「③所得の定義」に関する概要

- BEPSの懸念を生じさせる所得を支配株主に正確に帰属させるための所得の定義を明確に規定すべき。
- 各国・地域が国内の政策枠組みと整合性のあるCFCルールを確実に策定できるよう柔軟性を認める。
- 各国・地域は直面するBEPSリスクの程度によりCFC所得の定義を、下記より選択する事を含めて自由に選択できる。

カテゴリー分析

- 法的形式等に基づいて分類された所得
  例（法的形式による分類）：配当、利子、保険所得、販売・サービス、使用料・その他のIP所得

実質分析

- 実質的な経済活動を伴わなかった所得（カテゴリーアプローチとの複合適用が一般的）
  例：所得の取得に実際に必要となった事業施設やスキルのある従業員の有無により判定

超過利得分析

- 軽課税国にある外国子会社の所得のうち、通常所得を超える部分（超過利潤）
  例：IP所得、一定の関連者間取引

（出典）BEPS行動３を基に経産省作成

（参考④）現行のCFC税制の概要

- CFC税制（外国子会社合算税制）とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社の所得とみなして課税する制度。

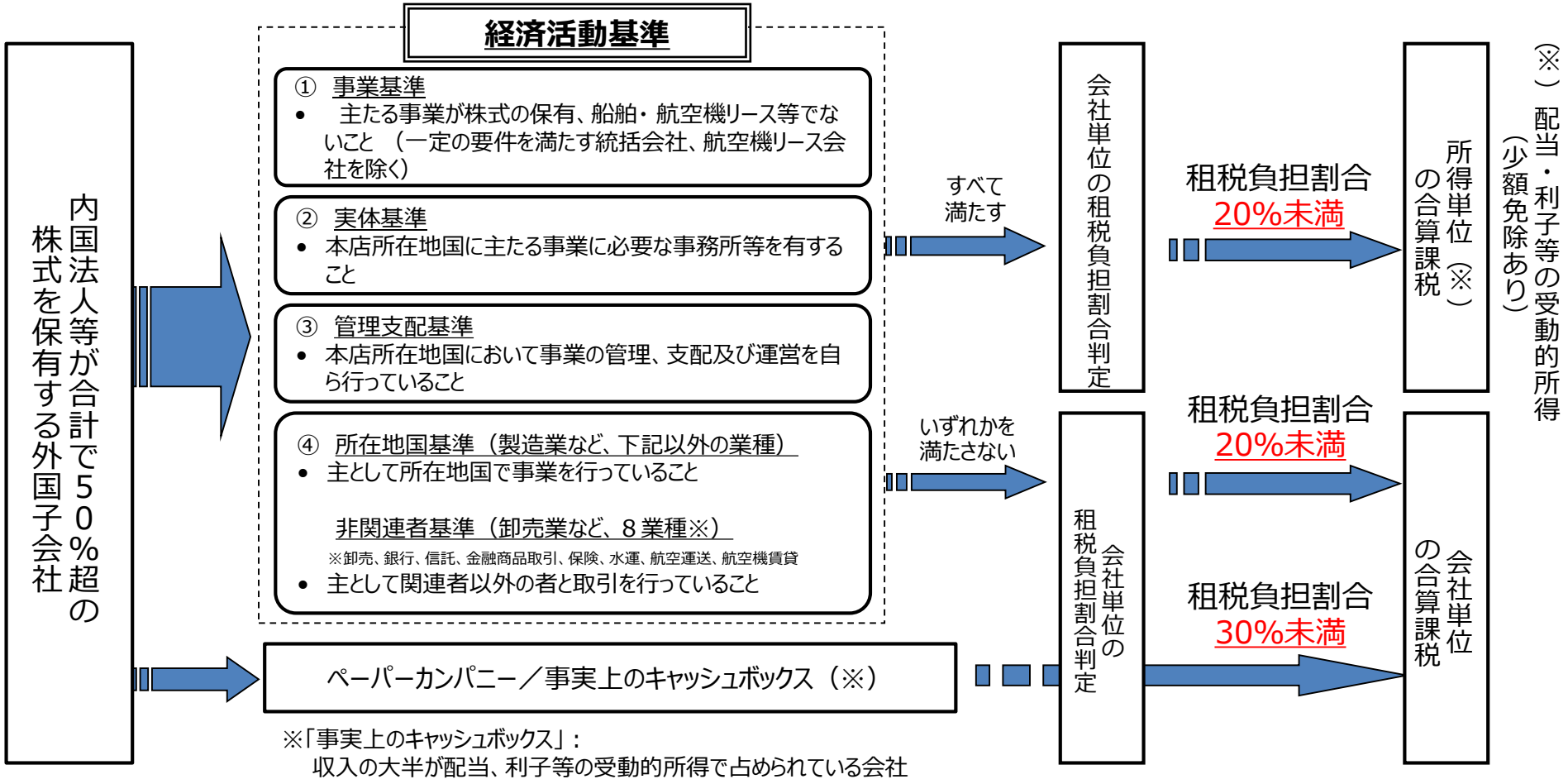

（参考⑤）第２の柱におけるCFC税額の取扱い

- Blueprintにおいては、親会社で生じるCFC課税による合算税額については、**CFCが所在する国・地域に割り当てられる**ことが検討されているところ。ただし、CFC課税の基礎となるCFC所得が除外される場合は、実効税率の計算から除外することとされている。

- 各国CFC税制により支払われた税額は、親会社所在地国の株主に帰属する所得として課された税額である場合には、GloBEにおける対象税額とされる。
- そのような対象税額となるCFC税制により支払われる税額は、所得が発生した国・地域（具体的には、当該CFCが所在する国・地域）に配賦される。
- そして、CFC税制で合算対象となった所得が、課税ベースから除外されている場合には、調整ETRの計算において対象税額から、当該CFC税制によって発生した税額は除外される。

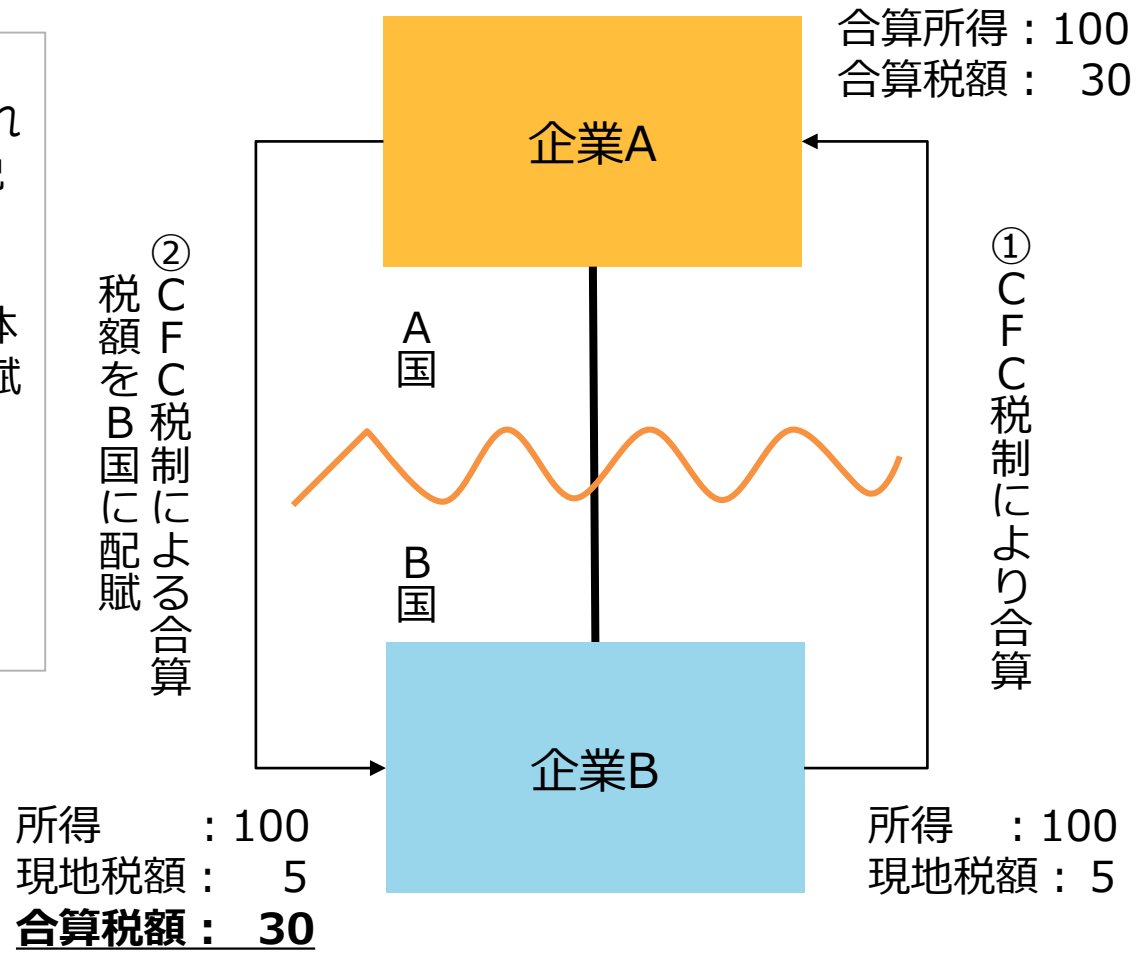

（出典）Blueprint パラ145及び事例3.4.2の記載を基に経産省作成
イメージ図及び数値例は経産省作成

（参考⑥）第２の柱(IIR)とCFC税制の制度概要の比較（イメージ）

	第２の柱(IIR)	日本のCFC
目的	（超過利益移転防止） 残されたＢＥＰＳ課題への対処 税の底辺への競争防止	（租税回避防止） 外国子会社を利用した日本の税負担の軽減の防止
IIR：最低税率 CFC税制：適用免除基準	未定	20%又は30%（ペーパーカンパニー等）
租税負担割合の計算単位	国・地域別	事業体別
合算単位	構成事業体単位	事業体単位 個別の取引で計算
課税対象	最低税率以下で課税されている所得	受動的所得又はCFC全体の所得
経済実態の考慮	所在地国における能動的な事業活動から生じる固定リターンを除外し、「超過利益」を補足する観点から、カーブアウトを検討	経済活動基準で考慮

（出典）経産省作成

参考資料３
（米国税制関係）

（参考）諸外国の動向（米国：2017年税制改革）（第１回再掲）

- 連邦法人税率を大幅に引き下げる（35%→21%）とともに、以下の仕組みをセットで導入。これにより、**高収益事業の米国外への流出を防止するとともに、米国内で経済活動を行う場合の国際競争力を確保**。

① 外国子会社が稼得した所得に対して、一定税率で米国親会社で合算課税（全世界最低税率の導入。**GILTI税制**※）

※ **G**lobal **I**ntangible **L**ow-**T**axed **I**ncome　なお、制度上は、無形資産に限定された合算課税制度ではない。

② 米国法人が国内で稼得した国外所得に対して、一定の所得控除（実質的に特別の法人税率で課税。**FDII税制**※）

※ **F**oreign-**D**erived **I**ntangible **I**ncome　なお、制度上、対象は無形資産に限定されていない。

- また、以下の仕組みを導入し、**米国企業と外国企業との競争水準の均衡（レベルプレイングフィールド）を確保**。

③ 米国法人から国外関連者への税源浸食的支払による損金算入額等の一定割合を追加課税（**BEAT税制**※）

※ **B**ase **E**rosion and **A**nti-abuse **T**ax

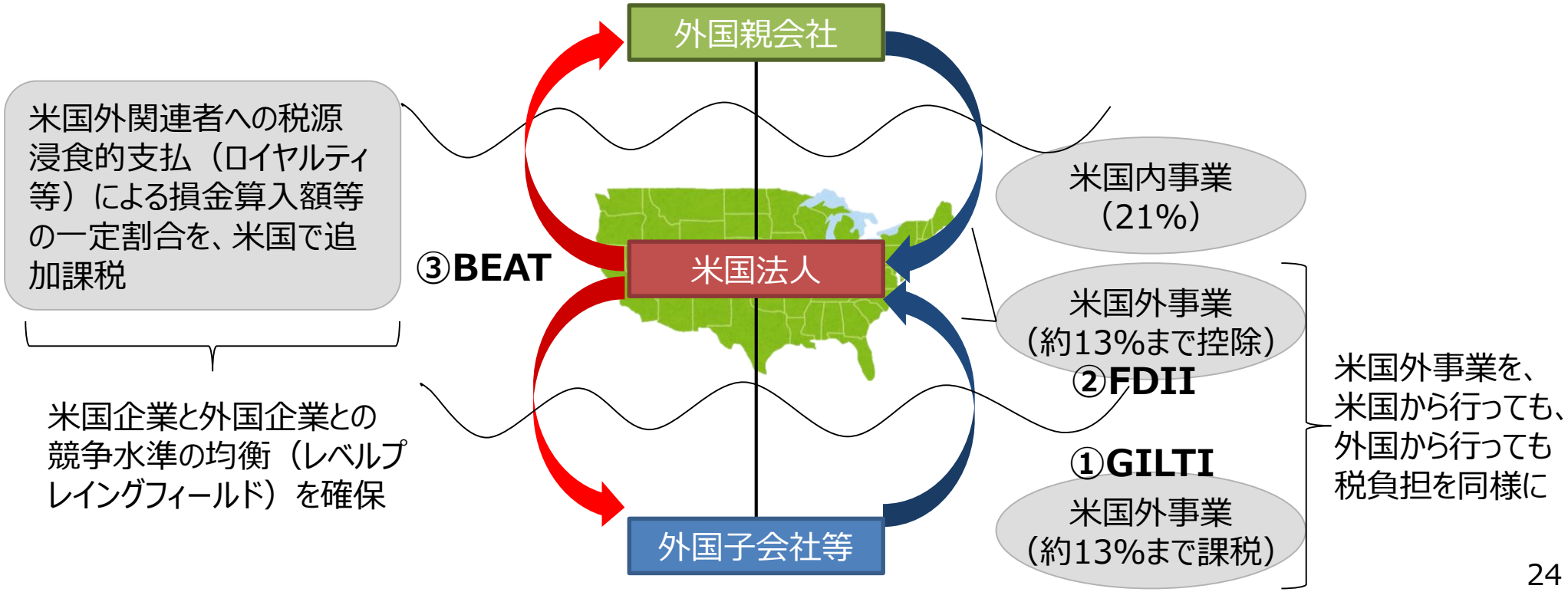

（参考）米国税制改革の影響（第１回再掲）

- 議会予算局は、2018年時点で、米国税制改革により、2018年から2028年の間の11年間で、概ね650億ドルの利益移転が防止できると見積もっている(※1)。
- また、報道ベースでは、米国税制改正後のIPの米国内回帰の例として、下記が指摘されている(※2)。

IPの米国回帰の例

（１）Microsoft

- 国外子会社が保有するＩＰを米国及びアイルランドに移転。
  同社の開示情報において、当該IPの移転は、TCJAの影響である旨が明示されている。
  当該移転により約35億ドルの税金費用が発生する反面、将来における税メリットは約26億ドルとなる模様。

（２）Qualcomm

- 国外子会社が保有するＩＰを米国子会社に移転。当該移転に関連して約25億ドルの税金費用が発生。

（３）McKesson

- 国外関連会社が保有するソフトウェアを米国に所在する会社に販売し移転。
  当該移転により一定の税金費用を認識する模様。

（４）Google

- バミューダーからではなく、米国からＩＰのライセンスをするようにストラクチャーの変更を発表。
  他方でＩＰの移転を行うか等は不明。

*1: CBO「The Budget and Economic Outlook: 2018 to 2028」 P124 BOXB-3.
*2 : THOMAS HORST, tax notes , FEB. 27, 2020「The TCJA's Incentives for and Impediments to Repatriating Intangible Property」を基に経産省作成

（参考）第２の柱（所得合算ルール）のイメージ（第１回再掲）

現　状

本国の親会社と比べて、軽課税国の子会社で事業をする方が税負担が少ない

軽課税国への事業移転の誘因

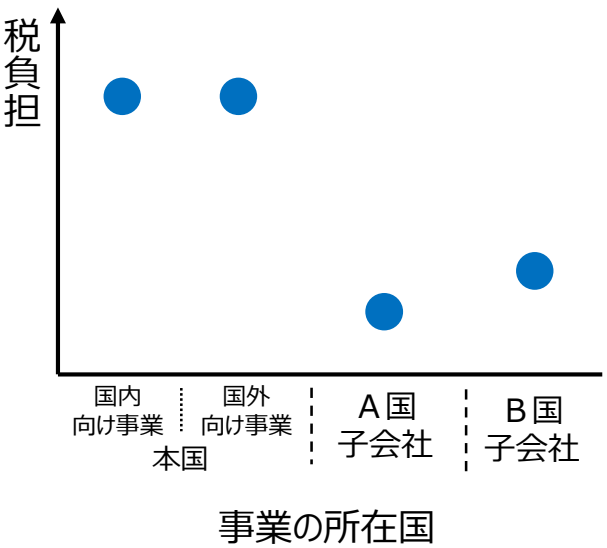

OECD提案（最低税率課税）

海外子会社の所得を最低税率まで課税

軽課税国への事業移転の誘因減少

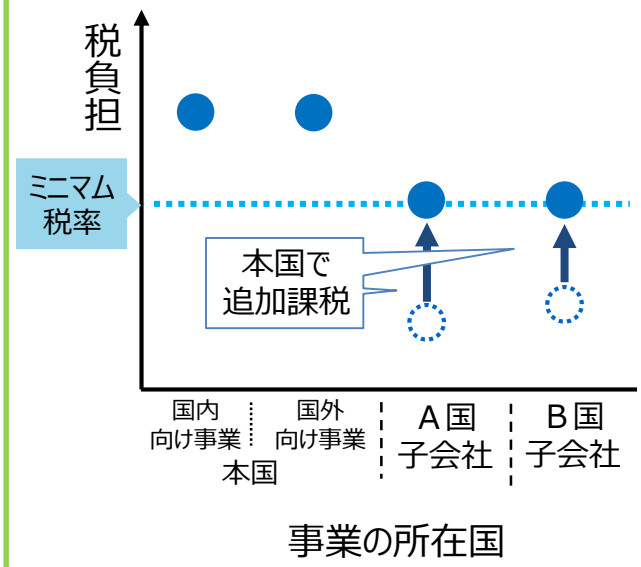

（参考）米国税制

米国法人は、無形資産関連の海外事業を世界のどこで行っても税負担は同一
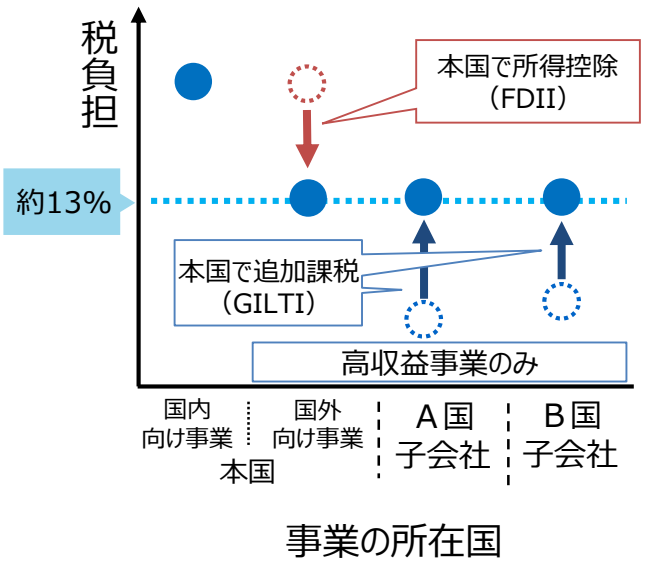
軽課税国への事業移転の誘因減少